第二号の表の有限会社四国ハニーの項中「布はく縫製」を「布はく縫製、婦人子供服製造」に改め、同表に次のように加える。

株式会社晃立	岡山県倉敷市児島柳田町二千四百七十五番地の一	婦人子供服製造

○法務省告示第二百七十九号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年七月十二日法務省告示第三百五十九号の一部を次のように改正する。

平成二十三年六月一日

法務大臣　江田　五月

第二号イの表に次のように加える。

株式会社アイメタルテクノロジー	茨城県土浦市北神立町四番二	鋳造

第二号ロの表の有限会社上山化成の項中「有限会社上山化成」を「株式会社上山化成」に「静岡県藤枝市本町一丁目四番二十四号」を「静岡県藤枝市城南一丁目五番地の八」に改め、同表に次のように加える。

有限会社カーサポート	埼玉県さいたま市緑区大字大門四千二百十番地	塗装
株式会社ニシモト	岡山県倉敷市連島町連島千九百五十五番地の二	機械加工
有限会社エイアンドエフ	宮崎県児湯郡川南町大字川南五千百九十九番地千十七	耕種農業

○法務省告示第二百八十号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年八月十九日法務省告示第四百二十号の一部を次のように改正する。

平成二十三年六月一日

法務大臣　江田　五月

第二号ロの表に次のように加える。

サンカプセル株式会社	静岡県静岡市清水区入江三丁目十番二十一号	工業包装

○法務省告示第二百八十一号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十三年二月一日法務省告示第四十三号の一部を次のように改正する。

平成二十三年六月一日

法務大臣　江田　五月

第二号の表に次のように加える。

茂木輝久	群馬県太田市大舘町千三百六十二番地一	耕種農業

○外務省告示第百九十一号

平成二十三年五月二十日にビシュケクで、キルギス共和国における「出入国管理システム近代化計画」のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際移住機関との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　出入国管理システム近代化計画の実施に必要な生産物及び役務を購入するための資金の贈与

2　贈与額　一億三千百万円

3　署名者

日　本　側　丸尾眞在キルギス大使

国際移住機関側　ズラトコ・ジギチ中央アジア調整官兼在キルギス事務所長

平成二十三年六月一日

外務大臣　松本　剛明

○財務省告示第百八十三号

行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成十二年政令第四十一号）第十三条第三項第二号の規定に基づき、財務省の保有する行政文書の開示に係る手数料の納付を事務所において現金ですることができる事務所を定める件（平成十三年三月財務省告示第六十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年六月一日

財務大臣　野田　佳彦

横浜税関小名浜税関支署の項中「福島県いわき市小名浜字辰巳町三十八―二」を「福島県いわき市小名浜字船引場十九」に改める。

○財務省告示第百八十四号

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十八号）第十八条第三項第二号の規定に基づき、財務省の保有する個人情報の開示に係る手数料の納付を事務所において現金ですることができる事務所を定める件（平成十七年三月財務省告示第百五号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年六月一日

財務大臣　野田　佳彦

横浜税関小名浜税関支署の項中「福島県いわき市小名浜字辰巳町三十八番地二」を「福島県いわき市小名浜字船引場十九番」に改める。

○厚生労働省告示第百七十五号

保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）第十九条第一項本文及び保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十六号）第九条本文並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和五十八年厚生省告示第十四号）第十九条第一項本文及び第三十一条本文の規定に基づき、療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等（平成十八年厚生労働省告示第百七号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年六月一日

厚生労働大臣　細川　律夫

別表第6中第1部を削り、第2部を第1部とする。

別表第8に第7部として次のように加える。

第7部　追　　用　　補　　薬　　(6)

内　　名　　規　　格　　単　　位

品

(あ)

㈱　オキノーム散0.5%　　0.5%1g

○厚生労働省告示第百七十六号

薬事法施行令（昭和三十六年政令第十一号）第八十条第二項第五号の規定に基づき、薬事法施行令第八十条第二項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品の種類等（昭和四十五年厚生省告示第三百六十六号）の一部を次のように改正し、平成二十四年六月一日から適用する。ただし、同日前に申請のあったかぜ薬及び鼻炎用点鼻薬の製造販売の承認については、なお従前の例による。

平成二十三年六月一日

厚生労働大臣　細川　律夫

かぜ薬の項中「、生薬のみからなる製剤」を削り、同項の2の(1)に次のただし書を加える。

ただし、生薬のみからなる製剤については、それらに代えて別表第一のⅤのM項に掲げるジリュウが含有されなければならない。

かぜ薬の項の2の(6)中「葛根湯」を「葛根湯」に改め、同項の3の(1)及び(2)中「こえて」を「超えて」に改める。